

16 千葉県消費生活センター資料情報コーナー利用要領

1 目的

この要領は、千葉県消費生活センター資料情報コーナー（以下「コーナー」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 利用できる日

コーナーを利用できる日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（1月29日から1月3日まで）を除く。

3 利用できる者

コーナーを利用できる者は、千葉県在住・在勤・在学の者とする。

4 利用時間

(1) コーナーを利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、コーナーを利用できる日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 消費生活センター所長（以下「所長」という。）は、前項の規定に関わらず、特に必要があると認める場合は、利用時間を変更することができる。

5 図書等の貸し出し方法等

コーナーに設置する図書、DVD、ビデオテープ、CD及びカセットテープ（以下「図書等」という。）の閲覧及び貸し出し方法は次のとおりとする。

(1) 図書等の貸し出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、「消費生活センター資料情報コーナー利用申込書（様式第1号）」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、氏名・住所を確認できる運転免許証、保険証等のいずれか（以下「確認書類」という。）を提示し、「資料情報コーナー利用カード（様式第2号）」（以下「利用カード」という。）の交付を受けるものとする。ただし、ちばし消費者応援団（個人会員）は、初回利用時に、ちばし消費者応援団登録証（個人会員）と確認書類を図書等の閲覧及び貸し出しに従事する職員に提示し、確認の記載を受けることで、利用カードの交付に替えることができる。

(2) 所長は、申込書の提出及び確認書類の提示を受けたときは、利用カードを交付するものとする。

(3) 千葉県消費生活センターの所長及び所長補佐を除く全ての職員（以下「職員」という。）は、図書等の閲覧及び貸し出しに従事することとし、窓口で利用カードの交付を行うものとする。

(4) 利用者は、利用カード又は確認書類を提示した旨の確認の記載のあるちばし消費者応援団登録証（個人会員）（以下「登録証」という。）を提示することにより、図書等の貸し出しを受けることができる。

(5) 職員は、利用者から利用カード又は登録証を提示されたときは「資料情報コーナー図書等貸し出し表（様式第3号）」（以下「貸し出し表」という。）に、貸出日、利用カード番号又は登録番号、資料名、返却予定日を記入する。

(6) 職員は、貸し出し表の記入終了後、返却予定日を記載したしおりを添えて、図書等を利

用者へ貸し出しする。

- (7) 図書等の貸し出しは「禁帯出」の表示があるものを除き、利用者1人につき、図書は5冊以内とし、DVD、ビデオテープ、CD及びカセットテープは合計2点までとする。
- (8) 図書等の貸し出し期間は2週間とする。ただし、利用者から申し出があった場合、1回に限り、返却予定日から2週間の延長ができるものとする。
- (9) 貸し出しを受けた者は、図書等を他の者に転貸してはならない。
- (10) 貸し出しを受けた者及び図書等を閲覧中の者が図書等を損傷又は滅失した場合は、直ちにその旨及び理由を「資料情報コーナー図書等紛失・汚損・破損届（様式第4号）」（以下「紛失等届」という。）に記入し、所長に届け出て弁償を申し出なければならない。
- (11) 職員は、紛失等届が提出されたときは、「資料情報コーナー図書等紛失・汚損・破損処理シート（様式第5号）」に必要事項を記入する。
- (12) 所長は、紛失等届及び汚損された図書等を確認し、汚損や破損等が今後の閲覧や貸し出しに耐え切れず、図書等を弁償させる場合は「弁償依頼書（様式第6号）」に必要事項を記入し、届け出を受理した日から一か月後を弁償期限と定め、弁償を求める。ただし、書店又は出版社の都合により入手が遅れる場合、入手が不可能な場合は、所長は弁償期限を延長し、又は、代替図書等を指定するものとする。
- (13) 図書等の弁償に関して必要な事項は、別に定める。

6 行為の禁止

コーナーにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食及び喫煙
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品の携帯
- (4) 建物及び物品を汚損又は棄損するおそれのある行為
- (5) 貸し出しを受けていない図書等のコーナー外での閲覧及び持出行為
- (6) その他施設管理上支障があると認められる行為

附 則

この要領は、平成14年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月5日から施行する。

様式第1号

申込年月日 年 月 日

No. _____		消費生活センター資料情報コーナー利用申込書	
住所	〒 _____		
氏名	_____		
電話	_____	FAX	_____
e-mail	_____ @ _____		
確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		

発行者		確認者	
-----	--	-----	--

様式第2号 資料情報コーナー利用カード

(表)

千葉市消費生活センター
資料情報コーナー利用カード

No. _____

氏名 _____

- ・図書等を借りるときは、このカードをご提示ください。
- ・貸出期間は2週間です。

(裏)

- ・このカードの使用を廃止したときは、窓口へご返却ください。
- ・このカードを紛失、盗難にあったときは、直ちに届け出てください。
- ・図書等は他の者に転貸しないでください。

利用日 ： 月～金(ただし、祝日・年末年始を除く。)

利用時間： 8時30分～17時30分

電話番号： 043-207-3602

千葉県消費生活センター所長 宛

資料情報コーナー図書等紛失・汚損・破損届

〒 _____
住所 _____

氏名 _____

電話 _____ (_____) _____

FAX _____ (_____) _____

e-mail _____ @ _____

私は、千葉県消費生活センター資料情報コーナー図書等を（ 紛失 ・ 汚損 ・ 破損 ）
しましたので届け出ます。

当該資料は千葉県消費生活センター資料情報コーナー利用要領5の（10）に基づき弁償
いたします。

記

1 紛失・汚損・破損資料

No.	資 料 名	弁 償 事 由
1		
2		
3		
4		
5		

様

千葉県消費生活センター所長

弁 償 依 頼 書

あなたが、紛失・汚損・破損された図書等は、市民にとって貴重な財産です。

よって、千葉県消費生活センター資料情報コーナー利用要領5の(12)に基づき弁償をお願いいたします。

【弁償の留意点】

- ・ 下記図書等を購入し、弁償期限までに現品でお返してください。
- ・ 書店、出版社の都合により入手が遅れる、又は、入手が不可能な場合には当センターまでご連絡ください。

記

1 紛失・汚損・破損資料

1	資料名		価 格	
	著者名		出版年	
	出版社		ISBN	
2	資料名		価 格	
	著者名		出版年	
	出版社		ISBN	
3	資料名		価 格	
	著者名		出版年	
	出版社		ISBN	
4	資料名		価 格	
	著者名		出版年	
	出版社		ISBN	
5	資料名		価 格	
	著者名		出版年	
	出版社		ISBN	

2 弁償期限 平成 年 月 日

担当：千葉県消費生活センター
消費者教育班
電話：043-207-3602